

平成22年 第5回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成22年3月23日（火）午前9時00分

場 所：教育委員会室

平成22年3月23日

東京都教育委員会第5回定例会

〈議 題〉

1 議 案

- | | |
|----------------------|--|
| 第14号議案及び | 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の |
| 第15号議案 | 一部を改正する規則外1件の制定について |
| 第16号議案 | 平成22年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書
及び都立高等学校用教科書の採択について |
| 第17号議案 | 平成22年度東京都公立学校長及び副校長の異動について |
| 第18号議案 | 平成21年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する
認定について |
| 第19号議案から
第28号議案まで | 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について |

2 報 告 事 項

- (1) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	都立学校教育部長	森口 純
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	直原 裕
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教職員服務・特命担当部長	岡崎 義隆
	教育政策担当参事	中島 毅
	特別支援教育推進担当参事	前田 哲
	人事企画担当参事	高畑 崇久
（書記）	教育政策室政策担当課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成22年第5回定例会を開会いたします。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、都政新報社1社から、個人は、合計2名から取材・傍聴の申込みがございますが、許可してもよろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 —— それでは、入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 2月12日開催の前々回第3回定例会会議録につきましては、先日本日お配りして御覧いただいたと存じます。よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、第3回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回2月25日開催の第4回定例会の会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第17号議案から第28号議案まで及び報告事項（1）につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、そのように取り扱わせていただきます。

委員長職務代理の指定

【委員長】 委員長の職務代理の指定についてでございます。地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第12条第4項により、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」と規定されております。委員長職務代理者については2名おり、内館委員の委員長職務代理者としての任期が平成22年3月12日までとなっておりましたが、委員として再任されましたので、引き続き平成22年3月23日から平成23年3月22日まで委員長職務代理第1順位としてお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——皆様の御了解が得られましたので、引き続き内館委員に委員長職務代理第1順位をお願いすることとしたいと存じます。

議 案

第14号議案及び 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
第15号議案 の一部を改正する規則外1件の制定について

【委員長】 第14号議案及び第15号議案、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則外1件の制定について、説明を、人事企画担当参事、お願いいたします。

【人事企画担当参事】 第14号・第15号議案資料に基づき、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則外1件の制定について御説明いたします。

「1 改正の理由」ですが、職員の勤務時間の見直し、労働基準法の改正及び特殊勤務手当の見直し等に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

「2 改正する規則」は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則、学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則でございます。

「3 改正概要及び施行年月日」でございます。

初めに、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則でございます。

まず、勤務時間の短縮に伴う週休日の変更等ですが、これまで土曜日に4時間勤務を2回行った場合、平日の1日分として週休日の変更を行ってまいりましたが、昨年

12月に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が都議会において可決成立し、本年4月から1日の勤務時間が8時間から7時間45分に短縮されることから、土曜日に4時間勤務と3時間45分勤務を行った場合に、平日の1日分として週休日の変更を行うことができることとするものでございます。

次に、超勤代休時間ですが、労働基準法の改正により、1か月の超過勤務が60時間を超えた場合、60時間を超えた時間分を手当ではなく休暇として申請することができるようになりましたので、その承認期間と承認単位を規定するものでございます。

また、年次有給休暇の取得を促進するため、労働基準法が改正されまして、日を単位として取得することが原則とされました。これまで、すべての教職員が1時間単位で制限なく取得することができた年次有給休暇を、今後は、原則は日を単位といたしますが、教員、実習助手及び寄宿舎指導員のいわゆる教育職員等については、児童・生徒と直接かかわり、日単位の年次有給休暇を取得しにくいという勤務の特殊性から、時間休についてはこれまでどおり制限なしといたします。

一方、事務職員、栄養士、司書といった教育職員等以外の職員については、年休取得の原則を日を単位とし、時間休については1年につき5日、40時間の範囲内と上限を設けました。そのかわりに4時間の半日休を新設いたしました。

次に、育児・介護休業法の改正に伴う子どもの看護休暇ですが、複数の子を養育する場合、これまで1年につき6日以内取得できたものを、1年につき10日以内で取得できると改めるものでございます。

その他、条文の新設に伴う文言修正等、規定を整備するものでございます。

資料2ページを御覧ください。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則でございます。

まず、小笠原の小・中・高等学校に勤務いたします教職員に支給する小笠原業務手当については、支給期限を3年間延長して、平成25年3月31日といたします。

次に、部活動指導等に関する手当額の引き上げでございます。対外運動競技等引率手当、部活動指導手当については、学校職員の特殊勤務手当に関する条例で、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるとされております。これらの手当については、かねてから教育委員の皆様より増額できないかという御意見をいただいております。

して、事務局としても懸案事項として人事委員会や総務局などの関係局と調整を進めてまいりましたが、対外運動競技等引率手当については、現行の日額1,700円が4,200円と2.5倍に、部活動指導手当については、現行の日額1,600円が3,200円と2倍に、いずれも都庁内でも例のない大幅な増額となりました。

ちなみに、国の方は平成20年10月に対外運動競技等引率手当を3,400円に、部活動手当を2,400円に基準を改定しておりますが、今回の見直しにより、いずれも国の基準を上回るとともに、他の道府県と比較しても、同一の条件としては最高額となりました。

以上、説明いたしました改正内容のうち、小笠原業務手当については公布の日から、それ以外の項目については平成22年4月1日施行予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 部活動手当が増額となったわけではありますが、関係の御努力を多としたいと存じます。

教職員等の超過勤務はどういうふうにカウントされるのですか。教職員には基本的には超過勤務手当はないわけでしょう。

【人事企画担当参事】 教員については超過勤務命令は4項目に限定されております。

【竹花委員】 超過勤務による手当は教員には支給されない、職員については支給されるということですか。

【人事企画担当参事】 事務職員等については超過勤務による手当は支給されません。

【竹花委員】 そうすると、休日に働くというのは超過勤務ではなくて、どういう扱いになるのですか。

【人事企画担当参事】 週休日等に勤務した場合は、基本的には週休日の変更で対応することになっております。

【委員長】 勤務時間の振替えということですね。

【竹花委員】 わかりました。

【委員長】 私も、竹花委員が前半におっしゃったのと同じようなことを申し上げようと思っておりました。本当に御苦労さまでした。この度の決定は出色のことで、財政事情が非常に厳しい中、大変結構なことだと思います。どうも御苦労さまでした。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第16号議案 平成22年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書及び都立高等学校用教科書の採択について

【委員長】 第16号議案、平成22年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書及び都立高等学校用教科書の採択について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 第16号議案、平成22年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書及び都立高等学校用教科書の採択について御説明いたします。

平成22年度に使用する都立特別支援学校（小・中学部）用教科書、都立高等学校用教科書については、8月14日の都教育委員会臨時会と8月27日に開催された第14回定例会において採択をいただいたところですが、このたび特別支援学校で使用する拡大教科書の新たな発行及び都立高等学校の教育課程の編成における科目の新設等に伴い、教科書の追加採択を行うものでございます。

初めに、「1 都立特別支援学校（小・中学部）用教科書」について御説明いたします。特別支援学校（小・中学部）の弱視の生徒が使用する拡大教科書についてでございます。

8月に採択した小・中学部の文部科学省検定済教科書を原典とするもので、その後、新たに発行されたものでございます。教科書の数につきましては、拡大教科書小学部用が4教科4種類、中学部用が2教科3種類でございます。

別紙1に、小学部と中学部の別に表で示してございます。小学部においては4教科でございます。そこに発行者が示してございまして、括弧内が作成者でございます。

中学部も同様に 2 教科 3 種類でございます。

弱視の児童・生徒は、視覚障害特別支援学校だけではなく、肢体不自由等の特別支援学校にも在籍しておりますので、検定済教科書を使用しない知的障害特別支援学校を除くすべての障害種別の学校について採択する必要がございます。

なお、義務教育諸学校で使用する教科書の採択は、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞いて行うこととなっておりますが、審議会に対しては、昨年 7 月に採択案をお諮りした際に、採択期限後の拡大教科書が発行された場合の措置については、追加して採択することをこの教育委員会で認めていただいているところでございます。

「2 都立高等学校用教科書」を御覧ください。対象学校数と教科書については、都立高等学校全日制 7 校、8 種類でございます。これについては、8 月 27 日の採択後に教育課程の編成における科目の新設等に伴い、追加採択が必要となったものでございます。対象は、別紙 2、高等学校用教科書追加採択一覧で、1 番の都立東村山高校から 7 番の都立南多摩高校まででございます。当該校においては、教科書の選定も校長の責任と権限のもとに行っており、教科書選定委員会による選定結果を指導部に報告したものでございます。選定理由、校長から提出された書類等を厳重に審査を行った際、問題はなかったということでございます。特に 1 番の都立東村山高校につきましては、エンカレッジスクールの指定を行ったということで、9 月以降に科目を新たに設定しなければならない状況が生じたものでございます。2 番以降の学校につきましては、3 年生の進路状況を踏まえて進学対策等に力を入れなければいけない等の状況により、教科書を追加して選定したものでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【高坂委員】 拡大版というのは、どのぐらいの大きさまで拡大しているのですか。

【指導部長】 通常の A 4 判であれば、A 3 判ぐらいの大きさになるようなものもございます。

【指導部管理課長】 通常の国語の教科書はこの大きさですが、拡大版の教科書は

この大きさになります。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

4月 8日(木) 午前10時 教育委員会室

4月22日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 教育委員会臨時会の開催

3月29日(月) 午前10時 教育委員会室

(3) 教育施策連絡会

4月 8日(木) 午後2時 都庁大会議場

4月13日(火) 午後1時15分 日比谷公会堂

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程をお願いいたします。

【政策担当課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

定例教育委員会ですが、次回は4月8日木曜日、次々回は4月22日木曜日、いずれも時間は午前10時から、場所は教育委員会室において開催いたします。

次に平成22年度教育施策連絡会ですが、区市町村の教育委員長、教員委員及び教育長対象のものは4月8日木曜日午後2時から、場所は都庁第一本庁舎5階大会議場において、公立学校長対象のものは4月13日火曜日午後1時15分から、場所は日比谷公会堂において予定しております。

最後に臨時の教育委員会ですが、3月29日月曜日午前10時から開催いたします。臨時会の議題につきましては、人事等に関する案件のみでございます。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。ただ今の説明のとおり、3月29日(月)午前10時から臨時会を行います。3月29日については人事等に関する案件のみというこ

とですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、29日の臨時会は非公開とさせていただきます。

委員の皆様、教育施策連絡会が開かれますのでよろしくお願いいたします。

日程以外の発言

【委員長】 引き続きまして、非公開の審議に入ります。

(午前9時21分)